

公 告

「山形県立米沢女子短期大学2024大学案内」制作業務について、下記の通り公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を随意契約の相手方の候補者とする手続き（公募型プロポーザル方式）を次のとおり行う。

令和4年8月22日

山形県公立大学法人

理事長 阿 部 宏 慈

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 件名 「山形県立米沢女子短期大学2024大学案内」制作業務
- (2) 業務内容 業務仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和5年5月26日（金）まで
- (4) 予定額 1, 271, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。

2 参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- (4) 1年以上引き続き業として当該プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいる者であること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 山形県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有すること。
- (7) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- (8) 山形県暴力団排除条例（平成23年8月1日施行）の規定により、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(9) 過去3年間に、大学、官公庁、一般企業等の広報誌等の発刊業務を受注した実績があり、その現物を提出できること。

3 参加申込

(1) 提出書類

募集要項「4. 参加申込（1）提出書類」のとおり

(2) 提出期限

令和4年9月5日（月）正午まで

(3) 提出方法及び提出先

下記まで、郵送又は持参により提出すること。

郵送の場合は、提出期限までに必着とし、未着の場合の責任は提案者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

〒992-0025 山形県米沢市通町六丁目15番1号 山形県公立大学法人 総務企画課 法人企画担当
--

4 企画提案書類の提出

(1) 提出書類

募集要項「5. 企画提案書類及び提出期限等（1）提出書類」のとおり

(2) 提出期限

令和4年9月22日（木）正午まで

(3) 提出方法及び提出先

3（3）と同じ

(4) 質問及び回答

① 質問方法

企画提案書の作成にあたり、質問がある場合は、質問書（募集要項（様式第2号））により電子メール（jimu@yone.ac.jp）で提出すること。なお、メールの件名を『大学案内企画提案の問い合わせ』とすること。

※最終受付 令和4年9月14日（木）午後5時まで

②回答方法

質問書受付後、質問内容に応じ、応募者全員に対して電子メールで回答するとともに、HPで公開する。なお、回答は募集要項、その他関係資料の追加又は訂正とみなす。

5 その他

(1) 関連資料

- ア 募集要項
- イ 委託業務仕様書
- ウ 応募書類様式

(2) 失格

応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 募集要項に提出することとされた参考見積書に記載された金額が、募集要項「2. 業務の概要（4）提案金額の上限」に定められた上限額を超えているとき。
 - ② 募集要項に定められた提出方法によらず、募集要項により提出することとされた参加申込書（募集要項（様式第1号））、企画提案書その他の提出書類（以下単に提出書類という。）が提出されたとき。
 - ③ 募集要項に定められた受付期間内に提出書類が提出されなかったとき。
 - ④ 募集要項により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。
 - ⑤ 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
 - ⑥ 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
 - ⑦ 前各号に掲げるもののほか、この募集要項に違反する等、本業務に係るプロポーザルの実施にふさわしくない行為が行われたとき。
- (3) 受託予定者として決定された後に契約対象となる内容は、企画提案書等に記載された内容に拘束されるものではないこととする。
- (4) 本学の都合により、事業の中止、延期又は業務内容の変更をする場合がある。
- (5) 詳細は、募集要項による。